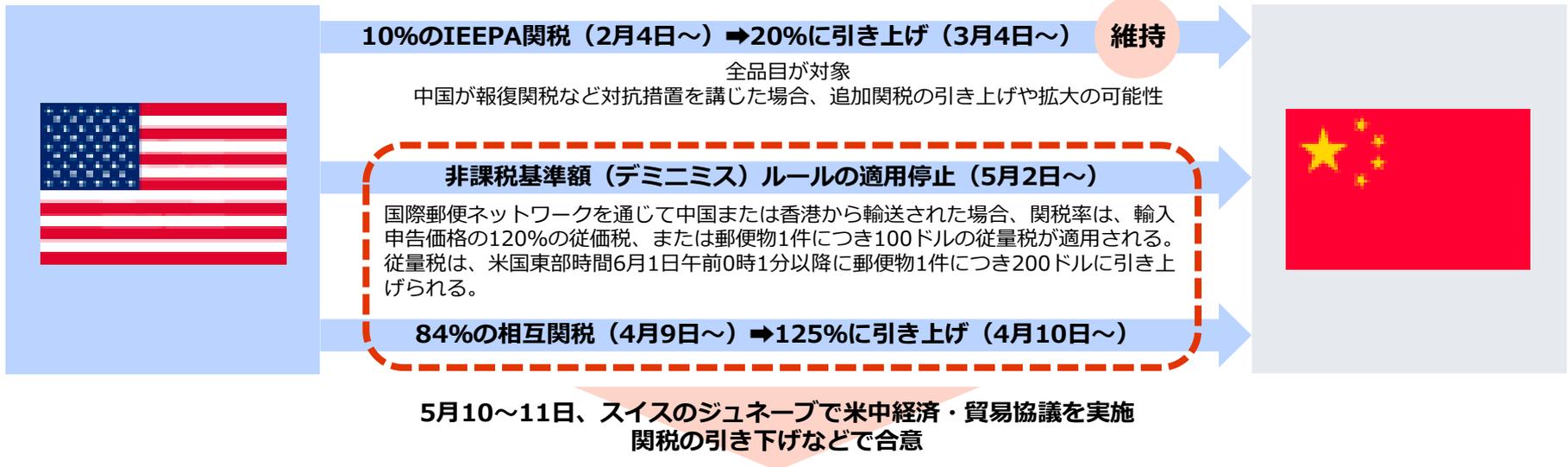


中国にも追加関税発動

- 中国にもフェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していたが、**スイスでの米中経済・貿易協議を受け、5月14日から90日間は計30%に引き下げ**。8月12日から54%に。



米国の対応

1. 相互関税率を5月14日から当初の34%に戻す。そのうち**24%の上乗せ税率を90日間停止し、ベースライン関税の10%のみを適用**。ただし、1974年通商法301条に基づく追加関税や、IEEPA関税、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や自動車・同部品に対する追加関税などは維持。
2. 国際郵便ネットワークを通じて輸入される**少額貨物に対する従価税率を5月14日から54%に引き下げ**。6月1日に実施予定だった**従量税率の200ドルへの引き上げを当面停止**。
3. 中国と**経済・貿易協議を継続するためのメカニズムを設立**。米国側代表はベッセント財務長官とグリア米国通商代表部（USTR）代表が務める。

1 | 中国が実施した措置

- 米国がフェンタニル流入を理由に2月4日、中国原産品に対する10%の追加関税を適用したことを受け、**中国は2月10日より、米国原産の液化天然ガス、石炭、原油など80品目に対し、10～15%の追加関税を賦課**した。さらに、米国が同追加関税を3月4日以降、10%から20%に引き上げたことに對し、中国は3月10日より、**米国原産の綿やトウモロコシなどを含む輸入品740品目に対し、10～15%の追加関税を賦課する措置を発動**した。
- また、米国が4月5日に発動した国・地域を問わない一律10%のベースライン関税、および4月9日以降、中国に対しては追加で24%（合計34%）の相互関税の発表を受け、中国は対抗措置として、4月10日から米国原産の全輸入品に34%の追加関税を課すと発表。米国はそれを受け、相互関税を84%に引き上げ、中国も84%に引き上げた結果、**米国は4月10日以降、中国原産品に対する相互関税率を125%に引き上げ、中国も125%まで関税を引き上げた**。
- 5月12日に行われた「米国と中国の経済と貿易に関する会談」の結果、中国政府は125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を取り消すと発表。さらに、**4月10日から賦課した追加関税34%のうち、24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持すると発表した**。また、**2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消すとしているものの、その対象となる具体的な措置は発表されていない**。

中国が実施した関税以外の措置（主なもの）

| 施行日 | 項目 | 内容 |
|-------|-----------------|---|
| 2/4~ | 輸出管理 | ・ タングステン、テルル、ピスマス、モリブデン、インジウムに関連品目を輸出管理の対象に追加。 |
| | 信頼できないエンティティリスト | ・ カルバン・クラインなどを運営する米アパレル大手PVHをリストに追加。 ・ 米バイオ企業イルミナをリストに追加。 |
| | 独禁法 | ・ 米グーグルに対し、中国の独占禁止法違反の疑いで調査開始。 |
| | WTO | ・ WTOに提訴。 |
| 3/4~ | 輸出管理 | ・ 米国企業15社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。 |
| | 検疫措置等 | ・ 米国産原木から害虫を検出したとして米国産原木の輸入を停止すると発表。 ・ 米国産大豆から麦角菌等を検出したとして、米国の農業協同組合CHSなど3社からの大豆の輸入を停止すると発表。 |
| | 信頼できないエンティティリスト | ・ 10社の米国企業を同リストに追加。米イルミナについて、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止。 |
| | 貿易救済措置 | ・ 米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対する「反規制回避調査」を行うと発表。 |
| 4/4~ | 輸出管理 | ・ サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム等の関連品目を輸出管理の対象品目に追加。 ・ 米国企業16社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。 |
| | 検疫措置等 | ・ 米国産ソルガムから、基準値を超えるカビを検出したとして米国C&D社からの輸入停止を発表。 ・ 米国産鶏骨粉からサルモネラ菌を検出したとして、米国3社からの輸入停止を発表。 |
| | 信頼できないエンティティリスト | ・ 11社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。 |
| | 独禁法 | ・ 米化学大手デュボンの中国現法に対し、独占禁止法違反の疑いで調査開始。 |
| | 貿易救済措置 | ・ 米国およびインドを原産地とする医療用CT装置用X線管・管芯に対する反ダンピング調査を開始したと発表。 |
| 4/10~ | 輸出管理 | ・ 米国企業12社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。 |
| | 信頼できないエンティティリスト | ・ 6社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。 |

(注) 中国政府は関税以外の輸出管理措置等について米国への対抗措置とは公式に説明していない。
(出所) 中国商務部、国家市場監督管理総局発表からジェトロ作成、2025年7月25日時点